

Ryu-SEI フォロー給付金運用規程

(趣旨)

第1条 この規程はRyu-SEI フォロー給付金（以下「給付金」という）の給付について必要な事項を定めることとする。

(目的)

第2条 龍谷大学校友会政策学部同窓会（以下「同窓会」という）は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う営業自粛等により、特に大きな影響を受ける事業者のうち、予算の範囲内において、事業全般に広く使える給付金を給付することにより、申請者の事業の継続を下支えし、再起の糧となることを目的とする。

2 給付金を給付することにより、同窓会会員の繁栄に寄与し、相互扶助を目的とする。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付対象者は、次の各号に定める全ての要件を満たす者とする。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

(1) 龍谷大学政策学部・政策学研究科の卒業生であること

(2) 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある(1)が代表を務める法人又はフリーランスを含む個人事業主。ただし、法人の場合は(1)が取締役を務める場合も含む。

(給付額)

第4条 給付金の額は申請者1名若しくは1社に対して10万円とする。

(給付金の申請)

第5条 申請者は、「Ryu-SEI フォロー給付金申請書」を2020年7月1日から2020年7月31日までに、別に定める「Ryu-SEI フォロー給付金申請要領」に定める方法で同窓会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる申請内容を証明する書類等（以下「証拠書類等」という。）を添付しなければならない。ただし、添付する様式は証拠書類等をスキャンしたものだけでなく、スマートフォン等で撮影したものでもよい。

(1) 誓約書

(2) 法人の場合は履歴事項証明書（写）等の役職がわかる書類

(3) フリーランスを含む個人事業主の場合は、発注書等の事業実態のわかる書類

(給付金の決定)

第6条 同窓会は当該申請にかかる審査の結果、総合的判断により給付が決定した場合には給付通知を、不給付が決定した場合には不給付通知を申請者に送付する。

2 同窓会は、給付金の申請期間終了後から一ヶ月以内に当該申請に係る給付決定又は不給付決定を行うものとする。

(誓約及び同意事項)

第7条 申請者は次の各号に定める事項について誓約又は同意をするものとし、同窓会は当該誓約又は同意をした者に限り、給付金を給付する。

(1) 第5条に定める提出書類について、内容が虚偽でないこと。

(2) 次の不給付要件（給付対象外となる者）に該当しないこと。

ア 国及び法人勢別表第一に規定する公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織若しくは団体

オ アからエに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと同窓会が判断する者

(3) 同窓会が行う関係書類の提出指導、聴き取り等の調査に応じること

- (4) 不正受給が判明した場合には、給付金の返還等を行うこと
- (5) 別紙1で定める暴力団排除に関する誓約事項

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の交付の申請から給付金の受領後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規程する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上